

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人童仁会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 鹿児島市西田3丁目10番20号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 19年 2月 28日

- (4) 設立登記年月日 平成 19年 3月 6日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	池田 琢哉	池田病院管理者
理 事	池田 千鶴子	
同	吉元 陸男	
同	竹内 景一	
同	有村 博康	
同	養田 弘道	
監 事	有水 寛補	
同	本村 信一	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	池田病院	鹿児島市西田3丁目10番20号	一般病床 27床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所			一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設			入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医療 院			入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 26日 平成30年度決算の決定
平成〇〇年〇〇月〇〇日 定款の変更
平成〇〇年〇〇月〇〇日 社員の入社及び除名
平成〇〇年〇〇月〇〇日 理事、監事の選任、辞任の承認
令和 4年 2月 21日 令和2年度の事業計画及び収支予算の決定
" 平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定
" 医療機関債の発行（購入）の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設
平成〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

平成〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院

平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 社会医療法人童仁会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市西田3丁目10番20号

財 産 目 録
(令和 3年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,263,281 千円
2. 負 債 額	730,391 千円
3. 純 資 産 額	532,890 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	482,197
B 固 定 資 産	781,084
C 資 産 合 計 (A+B)	1,263,281
D 負 債 合 計	730,391
E 純 資 産 (C-D)	532,890

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 童仁会
 所在地 鹿児島市西田3丁目10番20号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和4年4月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	482,197	I 流動負債	50,391
現金及び預金	313,330	支払手形	
事業未収金	130,299	買掛金	4,533
有価証券		短期借入金	134
たな卸資産	3,833	未払金	38,989
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	
その他の流動資産	34,735	未払消費税等	
II 固定資産	781,084	前受金	
1 有形固定資産	692,532	預り金	6,735
建物	590,785	前受収益	
構築物	4,410	〇〇引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品	42,159	II 固定負債	680,000
車両及び船舶		医療機関債	
土地	55,179	長期借入金	680,000
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		〇〇引当金	
2 無形固定資産	26,808	その他の固定負債	
借地権		負債合計	730,391
ソフトウェア	26,808	純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産	61,438	I 基金	
有価証券		II 積立金	532,890
長期貸付金	29,153	代替基金	14,000
保有医療機関債		〇〇積立金	
その他長期貸付金	29,153	繰越利益積立金	518,890
役員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	32,285	純資産合計	532,890
資産合計	1,263,281	負債・純資産合計	1,263,281

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 童仁会
所在地 鹿児島市西田3丁目10番20号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		540,873
2 事業費用		
(1)事業費	626,890	
(2)本部費		626,890
本来業務事業損失		86,017
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		86,017
II 事業外収益		
受取利息	8	
その他の事業外収益	412,352	412,360
III 事業外費用		
支払利息	4,493	
その他の事業外費用		4,493
経常利益		321,850
IV 特別利益		
固定資産売却益	3,492	
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損	3,432	
その他の特別損失		
税引前当期純利益		321,910
法人税・住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益		321,910

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 童仁会
理事長 池田 琢哉 殿

私たちは、社会医療法人童仁会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年5月24日
社会医療法人 童仁会

監事

監事

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。